

金下建設株式会社 奨学金のご案内【重要事項のご説明】

○金下建設株式会社奨学金制度は、当社及び当社の子会社に在籍する役職員の子及び金下建設への入社を希望する者へ奨学金を貸与します。

奨学生の資格は下記の通りです。

- (1)金下建設の役員(取締役,監査役,執行役員)及び従業員の子
 - (2)金下建設への入社を希望し、~~金下建設の役員の紹介を受け会社が認めた者~~ **する人**
 - (3) **建築分野を専攻(履修)する人**
- 奨学生は、優れた社会人となるために自覚をもって勉学に励み、自己の人間成長に努めて下さい。
この奨学金を利用し、描いた未来や夢に向って、その第一歩を踏み出してください。

○奨学金をご利用されるにあたり、下記の点をご注意下さい。

- ①あなた自身が借りるものです。

奨学金は「もらう」ものではなく、あなた自身が「借りる」ものです。

奨学金を申込、貸与を受けるのは、あなた本人です。返還義務はあなたにあります。

- ②本当に必要な金額? 借りすぎに注意して下さい。

貸与を受けようとする人は、あなたの家庭の経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の必要性、返すときの負担などを十分に考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申込んでください。

- ③進学前には振り込まれません。

奨学金は、進学後に振込みが始まります。進学前に必要となる「入学金」等には利用できません。



【ご参考】金下建設株式会社奨学金返済支援制度

金下建設は、この奨学金制度に加え、「奨学金返還支援制度」を設けています。

金下建設に入社されますと、卒業後に返還義務の生じる奨学金の返還金について、金下建設に在籍中は全額補助する制度です。

この「奨学金返済支援制度」は金下建設の採用選考試験の合格が要件です。

金下建設の採用選考については、事業計画や業界動向、経済情勢等に基づき、毎年、採用枠・職種毎の人数・時期等を決定しています。



1. 奨学金制度

(1) 奨学金の種類

金下建設奨学金は下記の通りです。

名称	利息	貸与方法	貸与期間
金下建設奨学金	なし	原則として毎月1回振込	入学月から卒業月まで

(2) 貸与金額

貸与金額は、毎月上限10万円（1万円単位で選択）とし、申込時に選択して下さい。

※申込時に選択した貸与額は、変更することができます。

(3) 奨学金の貸与と返還

① 奨学生本人名義の口座に原則毎月振込みます。

【取扱金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行(ゆうちょ銀行を含む)、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協、漁協、信託銀行	外資系銀行、インターネット専門銀行
口座	本人名義の普通貯金口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座

【奨学金振込日】

貸与月	振込日	貸与月	振込日	貸与月	振込日
4月分	4月10日	8月分	8月10日	12月分	12月10日
5月分	5月10日	9月分	9月10日	1月分	1月10日
6月分	6月10日	10月分	10月10日	2月分	2月10日
7月分	7月10日	11月分	11月10日	3月分	3月10日

・初回振込日は、大学等へ進学後になります。進学前に奨学金が振り込まれることはありませんので、進学前に必要な資金は別途用意する必要があります。

・上記の日が金融機関の休業日のときは、前営業日となります。

② 奨学金の返還方法

原則として、貸与終了(卒業)時に指定した口座から毎月の振替(引き落とし)となります。

【取扱金融機関】

	利用できる	利用できない
金融機関	日本国内の銀行(ゆうちょ銀行を含む)、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協、漁協、信託銀行	外資系銀行、インターネット専門銀行

・返還金振替日

毎月の振替日は、毎月15日(15日が金融機関の休業日のときは翌営業日です。)初回振替日は、貸与終了の翌月から数えて5ヶ月目の月(3月に貸与終了した場合は8月)の15日です。

(4) 申込資格

大学等へ進学する希望を持ち、次の①～③のいずれかに該当する人が申込みます。

	条件
①	高等学校等を卒業予定の人(※1)
②	高等学校等の本科を卒業後2年以内の人
③	高卒認定試験合格者等(※2)

(※1) 秋季に卒業予定の人のご相談下さい。

(※2) 高等学校卒業程度試験(旧大学入学資格検定)の合格者

(5)基準

高等学校時における申込時までの全履修科目の学習成績,及び大学等へ進学後も努力しよい成績で卒業できる人物であるか否か,家計状況等を審査し,決定します。

(6)保証

奨学金の貸与を受けるためには、申込時に連帯保証人を2名選任して下さい。

※連帯保証人の家計状況等を考慮し,必要な書類の提示を求める場合があります。

(7)返還期間と返還額

①奨学金の返還期間・毎月の返還額は、別紙の奨学金返還例を参考に、個別に決定します。

②返還期間は最長20年とし、返還期間に応じて決まった額を返還して下さい。

③返還額は、返還期間中に申出により変更することができます。

④繰上返還

奨学金は貸与終了後、いつでも繰上返還ができます。(全額繰上,一部繰上可)

(8)返還が難しいとき

①救済制度

返還が困難な場合は、本人からの願出により、返還の猶予等を認める場合があります(審査があります)。

	説明	1回の願出で適用される期間	適用期間の制限
減額返還	傷病等により決められた金額での返還ができない場合に、願出により1回当りの返還額を1/2にし、返還期間を2倍にする制度です。	1年以内(1年毎の願出が必要)	通算10年まで
返還期間猶予	傷病等により決められた金額での返還ができない場合に、願出により変換を先延ばしにする制度です。	1年以内(1年毎の願出が必要)	通算10年まで
在学猶予	奨学金の貸与が終了した後も引続き在学(進学)する場合に、願出により返還期限を先延ばしにする制度です。	原則として、卒業予定期までとしますが、面談により、会社が定めます。	なし

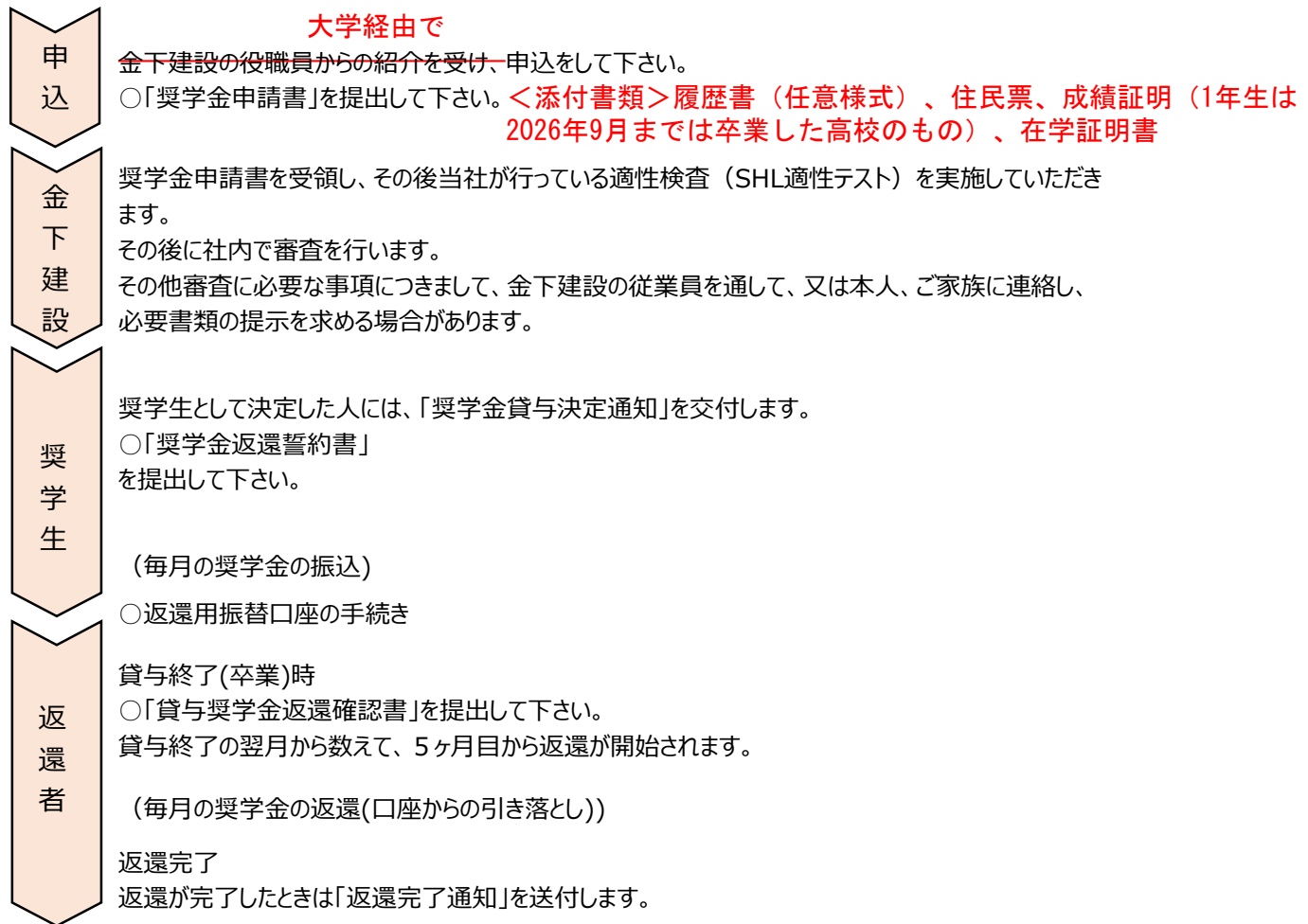
②延滞した場合

延滞金の賦課	奨学金の返還を延滞すると、延滞している割賦額(利息を除く)の額に対し、年(365日あたり)5%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。
法的措置	延滞が長期にわたった場合、返還期日が到来していない分を含めた返済未済額及び延滞金について全額一括での返還を請求します(期限の利益を剥奪)。これに応じない場合は法的措置をとることとなります。

別紙資料①奨学金の返還例

貸与月額 (円)	貸与月数 (ヶ月)	貸与総額	返還内容		
			期間(年)	回数(回)	月賦返還額(円)
10,000	24	240,000	4	48	5,000
	36	360,000	5	60	6,000
	48	480,000	6	72	6,667
	60	600,000	7	84	7,143
	72	720,000	8	96	7,500
20,000	24	480,000	6	72	6,667
	36	720,000	7	84	8,571
	48	960,000	8	96	10,000
	60	1,200,000	9	108	11,111
	72	1,440,000	10	120	12,000
30,000	24	720,000	8	96	7,500
	36	1,080,000	9	108	10,000
	48	1,440,000	10	120	12,000
	60	1,800,000	11	132	13,636
	72	2,160,000	12	144	15,000
40,000	24	960,000	8	96	10,000
	36	1,440,000	9	108	13,333
	48	1,920,000	10	120	16,000
	60	2,400,000	11	132	18,182
	72	2,880,000	12	144	20,000
50,000	24	1,200,000	10	120	10,000
	36	1,800,000	11	132	13,636
	48	2,400,000	12	144	16,667
	60	3,000,000	13	156	19,231
	72	3,600,000	14	168	21,429
60,000	24	1,440,000	10	120	12,000
	36	2,160,000	11	132	16,364
	48	2,880,000	12	144	20,000
	60	3,600,000	13	156	23,077
	72	4,320,000	14	168	25,714
70,000	24	1,680,000	12	144	11,667
	36	2,520,000	13	156	16,154
	48	3,360,000	14	168	20,000
	60	4,200,000	15	180	23,333
	72	5,040,000	16	192	26,250
80,000	24	1,920,000	14	168	11,429
	36	2,880,000	15	180	16,000
	48	3,840,000	16	192	20,000
	60	4,800,000	17	204	23,529
	72	5,760,000	18	216	26,667
90,000	24	2,160,000	14	168	12,857
	36	3,240,000	15	180	18,000
	48	4,320,000	16	192	22,500
	60	5,400,000	17	204	26,471
	72	6,480,000	18	216	30,000
100,000	24	2,400,000	14	168	14,286
	36	3,600,000	15	180	20,000
	48	4,800,000	16	192	25,000
	60	6,000,000	17	204	29,412
	72	7,200,000	18	216	33,333

2. 奨学金の手続き



申請書類提出先：学生支援・社会連携課経済支援係窓口

申請書類提出期限：随時受け付けとしますが、2026年度は2027年3月12日(金)17:00